第３回道州制検討懇話会会議録

日　時 ：平成１２年９月１２日（火）１５：３０～

場　所：ＫＫＲ札幌２Ｆ　孔雀

出席者：委員・横山座長、石本委員、井上委員、佐藤委員、谷委員、寺島委員

　　　　　道・小林次長、坂上参事　、事務局

（開会）

●座長

第３回の道州制検討懇話会を開かさせていただきたいと思います。それで、今日は事前に各委員の皆さんに文書が行っているかと思いますが、国・道・市町村の役割分担に関して少し議論をしたいということと、それから、そのために事務局の方から割と詳細な資料をつくっていただきました。その説明を受けた後で議論という形にさせていただきたいというふうに思います。それから、あと地方財政制度についても、あるいは道と市町村の財政構造についても今日説明を受けて、今後の議論ということで、財政の方は今後の議論になるかと思いますが、その辺を中心に今日はやっていきたいというふうに思います。それで、今日は実は岡部委員がアメリカに出張中でございまして、ご欠席ということになります。それから、報告案件として資料１と資料２というふうにつけてございます。国・道・市町村の役割分担にかかわる資料と財政にかかわる資料ということで、資料１と２がございますが、それをつけてございます。それから、今日は、実は「ウイークリーほっかいどう」という道の広報番組がございまして、その関係でテレビカメラが入っております。よろしくお願いしたいと思います。それでは、早速、最初に何か事務局の方からございますか。

●事務局

　資料の説明をいたします。

●座長

　それでは、早速資料の説明ということで、最初に国・道・市町村の役割分担の現状という資料１－１と資料の１－２というところで説明いただきまして、そこで少し質疑を行いたいと思います。そして、その次に財政に関して説明いただいて、また質疑を行いまして、そして本格的な協議はその後に役割分担のところでやっていきたいと、こんなふうに思います。では、早速資料１－１について報告をお願いします。

（報告）

●坂上参事

では、私の方から資料の１－１、国・道・市町村の役割分担の現状の説明をさせていただきます。前回、保健、福祉、経済、農業、建設の各分野の主要な事務について抽出で作成した資料を提出いたしましたが、同じような手法で全庁調査を行いまして、その結果を整理いたしました。今回は、前回は国と道と市町村という部分でしたが、それに政令市とか、いわゆる特例市のような、そういう欄を入れて整理いたしました。なお、前回もご説明しましたように、この資料は道のすべての業務を完全に整理したものではなくて、各分野で国・道・市町村が主にどのような役割を担っているかを概要把握する趣旨でまとめておりますので、ある面では抽出調査でやっておりまして、すべての業務を完全に分析したものではありませんので、その点だけはあらかじめご了承願いたいと思います。では、表の説明をさせていただきます。まず、国が専掌して地方自治体の関与していない分野、これを最初に抜き出しました。外交、防衛など国家の存立にかかわる事務、それから通貨、度量衡、金融・資本市場、公定歩合など国の経済の統一ルールにかかわる事務、それから国籍、税関・出入国管理など国際間に関する事務、さらに司法、検察、刑務所、郵便など国として一元的に所管している事務であります。ただ、これらの事務につきましても、例えば信用組合の許認可などの金融事務については今年の３月まで都道府県が行っておりましたし、戦前は刑務所、これも実は道庁のもとにやった時期がありまして、囚人労働で道内の鉄道の建設が行われたりしてきた歴史的な経緯もあります。以下の事項につきましては、資料作成の容易さから、道の各部ごとの区分でまとめてあります。まず、総務等の分野についてでありますが、これは道でいいますと総務部と総合企画部が所管している事務に関係するものであります。まず、国際交流、それから海外渡航について、この分野は国の所管であります外交の一類型とも考えられますけれども、国際交流につきましては地方自治体もそれぞれの独自の立場で取り組んでおりますし、パスポートの発給、これは法定受託事務として都道府県に委ねられております。次の防災は、災害対策基本法に基づきまして、国、各地方自治体がそれぞれの責務を担っております。例えば今年の３月の末に有珠山が噴火いたしましたが、この場合に伊達市役所で国・道・関係町村などの機関が一堂に会する連絡会議、これが実は毎日開催されまして、この模様というのは実は衛星回線で総理官邸とか道庁ともつながっておりました。いわゆるテレビ会議で、総理大臣とか知事も出席する形で、それは各関係機関に同時中継されまして、いわゆる関係機関の情報の共有化が迅速に、それから迅速な指示がなされて、災害時の対応のよい例とされたというふうに聞いております。国と道と市町村の役割分担というよりも、連携が非常にうまくいったと、そういうふうに言われております。続いて消防の分野ですが、これは原則市町村が担っておりまして、国とか道は財政援助とか教育、訓練を担っております。なお、ただ、防災ヘリ、これについては市町村からの職員派遣などを受けて道で運用しております。次の交通・運輸、これについては基本的には国の業務となっておりまして、例えばバス路線の認可などについて道とか市町村は権限は特に持っておりません。ただ、地域の生活路線維持、そういう観点から助成を道とか市町村が行っている、そういう分野になっております。次の土地利用、これは国土利用計画に基づきまして、国・道・市町村がそれぞれの役割を担っておりますけれども、いわゆる乱開発の防止、そういう観点から自治体としていわゆる国土法の上乗せ規制、これをしている分野もあります。次、２ページになります。これは環境・生活分野についてであります。環境影響評価、いわゆる環境アセスメント、これは法律によります規制は実は昨年、平成１１年からの実施になっておりますけれども、道としては、昭和５４年から条例による規制を先行して実施しております。次の公害防止規制、これについては、いわゆる昭和４０年代の公害六法、この規制当時は国の規制がかなり緩くて、自治体が上乗せとか横出し、そういう規制をしておりましたが、その後法律が改正になりまして、法律の厳しい規制がかけられまして、逆にいうと上乗せ規制などは制限されました。それで現在のような役割分担となっております。次の廃棄物の処理についてであります。これは法律によりまして、一般廃棄物については市町村に、それから産業廃棄物については事業者に処理の責務がありまして、国とか道はその指導等を行っておりますけれども、例えばダイオキシン問題などから、小規模な焼却施設は環境基準を達成できないということから、市町村の枠を超えて廃棄物の広域処理をしなくてはならないということが課題となっております。また、産業廃棄物につきましては事業者の責務とされまして、処分場などについては、法の基準を満たせば基本的には認可しなければならないこととなっておりまして、自治体としてそれに対して独自規制はできるのかどうかという問題、そこら辺が問題となっております。次、自然公園について。国立公園については環境庁の管理事務所が行っております。それから、国定公園と道立公園については、道の支庁がいろんな行為制限を行っております。次、自然環境の保全についてであります。これは、法に基づく国の規制のほかに、道の自然環境等保全条例に基づく上乗せ規制が行われております。鳥獣保護と狩猟について、これは、法律に基づきまして道が各種の業務を行っております。有害鳥獣駆除については、野犬、野良犬ですね。野猫、カラスなどは市町村に権限を移譲しておりますけれども、クマとかシカ、アライグマなどの大型哺乳類については道の支庁で許可を行っております。なお、アライグマについては来年の４月をめどに市町村への権限移譲を計画しております。ほかの哺乳類については、絶滅のおそれがあって、捕獲数、これの把握が必要だということで、引き続き道でその事務を行うこととしております。次、上水道について。これは、市町村が水道事業として行いまして、国や道はその認可を行っております。次、消費生活相談について。これは、消費者保護基本法によりまして、国・都道府県・市町村それぞれが責務を有しておりますけれども、５０年代の後半だと思いましたが、豊田商事問題などを契機に全国各地の相談窓口の処理情報を国の国民生活センター、これが一元管理いたしまして、全国各地の相談窓口の端末機でその検索が可能となりました。これで、いわゆる悪徳商法の情報が全国の相談窓口で共有化されるようになっておりますし、いわゆる問題のある事例が出ますと、国民生活センターの方から緊急消費者情報というのが全国に流れてまいります。そういうことがありますので、これは国と都道府県、市町村がうまく連携をとれる形になっておりますので、かつてのようなああいう大被害、そのような発生は恐らく少なくなっているというふうに考えております。次、消費生活協同組合については、都道府県の範囲内での活動をするものについては都道府県が認可を行っております。組合の形態といたしましては、コープさっぽろなどに挙げられます小売業がほとんどですけれども、例えば住宅販売でありますとか病院経営の分野の消費生活協同組合もあります。次に、ウタリ振興についてでありますが、これは国の助成を受けまして道及び市町村で、いわゆる修学支援とか環境施設整備、これを実施しております。それから、次の文化振興、青少年施策、女性施策、交通安全対策、これなどについては国・都道府県・市町村がそれぞれの責務で施策を行っていく、そういうふうになっております。次、４ページ、保健分野についてであります。まず、医療分野についてであります。医療法人の設立認可は道が行っております。それから、病院の開設許可、これについては札幌、函館、小樽、旭川、これは保健所を市で設置しておりますので、その設置市へ権限移譲しておりまして、他の市町村については道の保健所が実施しております。次の高齢者から一番下の精神までの分野については前回ご説明いたしました。次のページ、調理師・栄養士などの免許につきましては道が行っております。次の食品衛生、環境衛生、医薬品等の規制、これらの分野については基本的には道で行っておりますけれども、先ほど言った保健所設置市については市に権限を移譲しております。次に、福祉分野について。まず年金でありますが、これについては基本的に国で運営管理を行っております。それから、医療保険についても国が運営管理を行っておりますけれども、国民健康保険の分野については市町村が実施主体となっておりまして、国が財政支援を行う、そういう形になっております。高齢者以下、次ページの生活保護については前回ご説明しております。次に、７ページの経済分野についてであります。最初に、電源立地調整、これにつきましては基本的には国の権限となっておりますけれども、いわゆる電調審にかけられる基本計画、これは知事が同意したもののみが計画に盛り込まれる形となっております。道では、この回答に先立ちまして関係市町村への意向打診を行っております。最近話題になっている問題です。次、地下資源開発についてであります。これは、いわゆる鉱業権の許可の問題でありまして、これは国の権限となっておりますけれども、許可に当たっては都道府県への協議が必要とされておりまして、電源立地調整と同様に、道としては、この協議への回答に先立ちまして関係市町村への意向打診を行ってから回答しております。次、火薬・武器等の規制について。これは、製造許可、これは国の権限となっておりますけれども、販売、使用等の許可は道が担っておりまして、これらの権限はすべて道の支庁に権限が移譲されております。花火大会の火薬使用許可でありますとか、トンネルを掘削するためのダイナマイト、これの保管庫の設置でありますとか使用許可、それから狩猟用の弾丸、これの保管とか販売の許可など、火薬類を扱うものはかなり多岐にわたっております。これが道の権限になっております。ガス事業について。都市ガスと簡易ガス事業の許可は国で行っており、これは通産局の権限となっております。高圧ガスとプロパンガスの許可については道の権限となっており、支庁が事業者の登録であるとか施設の設置許可、立入検査などを行っております。次、砂利採取と採石について。これは、法律に基づきまして道の役割となっており、支庁で事業者の登録とか採取の認可などをしております。この分野については、認可どおりの採取を行わない、そういう事業者もおりまして、現場の立入検査を欠かせないで、結構トラブルが多い分野ではあります。次、企業誘致について。国は、産炭地振興法とか低開発地域工業振興法などに基づきまして特定の地域への企業誘致とか低利融資などを行っておりまして、そのような制度を活用したり、あと上乗せをしたりして道とか市町村が地域への誘致活動を行っております。これは、それぞれが役割分担をする部分であります。商業振興から次のページの金融までについては前回ご説明いたしました。次、商工会議所と商工会についてであります。商工会議所については国の通産局が、それから商工会については道から権限の移譲によりまして市町村が設立許可を行っておりまして、道は財政支援とか指導を行っております。商工会議所と商工会でいわゆる指導機関が異なる形となっております。次、雇用についてであります。職業安定事務などについては、本年４月から地方事務官制度が廃止されまして、国に一元化されております。そのため、現在道では技術専門学院などの職業能力開発の業務のみを行っておりまして、雇用全般については行えない、そういうような役割分担になっております。観光客誘致についてであります。この分野は法律に基づく分担ではなくて、自治体としての地域振興の観点から、道、市町村がそれぞれ、さまざまな業務を行っております。これは、法律に基づかないという点で他の区分とは異なる部分であります。次に、９ページの農業分野についてであります。農地の利用規制については前回ご説明いたしました。農業協同組合については、法律によりまして、都道府県の範囲内の農協は知事の認可となっております。昨今の農協合併の動きについても、国の方針に沿いまして道が指導する形になっております。農業金融については、国の融資のほかに自治体としての融資も行っております。農業技術の普及改良については前回ご説明いたしました。農業農村整備事業について。土地改良区が主体となって実施しているほか、大規模な事業については国営と道営で実施されております。そういう面での役割分担がなされております。国営事業については、本道特例といたしまして採択要件の緩和とか、国庫負担率のかさ上げが行われております。また道営と団体営についても補助率のかさ上げが行われております。事業費は表のとおりでありまして、国営が１，０５０億円、道営が１，３０５億円、団体営が２７８億円とかなり大規模なものになっております。これはかなり国からの優遇措置がとられている分野であります。農産物の振興以下については前回ご説明いたしました。次に、水産の分野についてであります。まず、漁業調整について。沖合、遠洋漁業に係るものについては国が許可し、沿岸漁業に係るものについては道が許可しております。それから、漁船とか船舶について、これは大きさによりまして国と道がそれぞれ許可を行っているという形になっております。次、漁港の整備についてであります。これは利用範囲の全国的な漁港、これを第３種漁港といっています。それから、離島などにある漁港、これは第４種漁港といっています。これについては国が整備を行っております。それ以外の第１種と第２種の漁港については道で整備を行っております。漁港整備に国の直轄事業があるのは本道のみの特例となっております。それから、漁港の維持管理はすべて道で行っておりますけれども、他府県では市町村管理が多くなっております。なお、港湾については、道内では、市町村が管理しておりますけれども、他府県では県が管理している場合が多く、漁港と港湾で、本道と他府県との間で逆転現象が起きております。事業費については１１ページのとおりでありまして、国直轄が１８２億円、道施行が３４８億円、市町村施行が３０億円となっております。次に、沿岸漁場整備についてであります。これは、道と市町村が国の補助を受けまして漁礁等の整備を行っておりますけれども、これは国の補助率、いわゆる北海道特例は設けられておりません。水産業協同組合については、道内を区域とする組合の認可を道が担っております。次、水産金融について。金融関係は基本的には国の業務となっております。先ほど言ったとおりでありますけれども、道として一部制度融資を行っております。それから、水産物の流通対策について。これも国・道・市町村がそれぞれの役割を担っております。流通対策はそういう面があります。蛇足かもしれませんけれども、道においては経済部、農政部などにおいても流通対策を担っておりまして、各部にいろいろまたがっているのですけれども、国・道・市町村の役割分担というよりも、道の中におけるそういう有機的な連携、これが課題になっているというふうに承知しております。漁業技術の改良普及について。これは、農業同様の制度によりまして、国の一部定額助成を受けて道が改良普及員を配置しております。これも農業で前に言ったのですけれども、昔は定率補助だったのが定額補助になって、補助率は下がってきている。特に水産とか林務については大分補助率が低いという問題があります。なお、この水産の普及所については今統合の方向で検討が進められております。次、試験研究について。これは、国・道・市町村がそれぞれの役割を担っています。道では、水産試験場、五つの試験場を配置いたしまして、増養殖の研究などに力を入れております。それから、市町村は、例えば厚岸町におけるカキの地場産稚貝の養殖など、それぞれの地域の特産物についても研究開発に力を入れている。これは試験研究ですので、それぞれの得意分野がありますので、この辺は逆に言うと住み分けをしながら研究開発を進めているというふうになっております。次に、林業分野についてであります。まず、国有林については国が、道有林については道が、それから市町村有林については市町村がそれぞれの責任でいわゆる育林管理を行っております。こういう経営林については独立採算制のために、経営赤字の状況からは十分な育林管理がなされていない、こういうちょっと別の問題が生じております。次、保安林の指定について。国有林に関する部分と民有林、民有林というと、区分として、森林法上は国有林以外はすべて民有林に区分されております。その重要流域については国が行いまして、ほかは道が担っております。次のページになります。林地開発について。１ヘクタールを超える開発行為については道の許可を必要とする規制を行っております。次、森林整備について。これは道と市町村で記載のように役割分担を行っており、これに国の助成が行われております。なお、林道整備については国の補助率のかさ上げ措置がありまして、市町村事業については道の上乗せ補助も行われております。森林保全の事業費としては、そこにあるとおり、道施行が７８億円、市町村施行が２５３億円となっております。次、森林組合について。連合会は国が、単独の組合については道が認可をしております。以下の林業金融、林業技術の普及、それから林産物の対策については、農水産物と同様の役割分担となっております。次、一番下の治山について。国有林と規模の大きい治山事業、これは国が行っておりまして、ほかは道で実施しております。この分野については北海道特例は存在いたしません。事業費は、国直轄が７３億円、道施行が２２０億円となっております。次、１３ページの建設分野についてであります。建設業の認可については、都道府県内のものについては都道府県が行っております。道路及び河川については前回ご説明したとおりであります。北海道特例がありまして、国道のすべてと道道の一部、２級河川の一部を国が直轄管理をしております。砂防について。これは、規模の大きい砂防工事は国が担っておりまして、それ以外を道で実施しております。なお、この分野については北海道特例は存在しません。次に、海岸についてであります。整理上、ここに一括記載してありますけれども、所管別に見ますと、建設省所管の建設海岸、それから農水省所管の農地海岸、それから水産庁所管の漁港海岸、それから運輸省所管の港湾海岸、この四つに分かれております。管理は、規模の大きい建設海岸、これを国が担っておりまして、ほかの建設海岸と農地海岸、漁港海岸、これは道が管理しております。それから港湾海岸、これは港湾ですので市町村が管理を担っております。次、港湾、空港、都市計画、この辺については前回ご説明いたしました。次、まちづくりと屋外広告物については、これは道とか市町村もそれぞれの役割を担っております。書いてあるとおりであります。それから、住宅対策についてであります。これは、国の補助を受けまして、道と市町村でそれぞれ公営住宅の整備、維持管理を行っております。事業費は、道施行が１２６億円、市町村施行が６３８億円となっておりまして、市町村の方が割合が高くなっております。次、土地区画整理についてであります。これも国の補助を受けて市町村などが実施して、国とか道はその認可を行っている、そういう形になっております。次、宅地造成については、法に基づきまして道が許可をしておりまして、一部の市には道から権限が移譲されております。次、都市公園について。これは、市町村営の都市公園については、国の補助を受けまして市町村が整備、維持管理を行っております。これが都市公園の大部分であります。道は道立都市公園の整備と維持管理を担っておりまして、整備済みとしては真駒内総合公園など６公園あります。それから、計画造成中のものが、今函館でやっているほか５公園となっております。それから、国営は、これは滝野すずらん丘陵公園でありまして、一部供用されておりまして、それに対して建設事業費とか維持管理費については道と札幌市が逆に負担をする、国に対して逆に一定割合の負担をしていく、それが義務づけられております。事業費は、国直轄が２０億円、道施行が１５億円、市町村施行が１９８億円となっております。次、下水道の整備については、国の補助を受けまして市町村で整備する、これが基本となっております。道は市町村のエリアを超えるいわゆる流域単位の下水道整備を担っておりまして、滝川周辺の石狩川中流域、函館湾、帯広周辺で事業を行っております。また、石狩湾新港については特定公共下水道というやり方で、道が実施しております。事業費は、道施行が２０３億円、市町村施行が９９３億円となっております。本道は全国第３位の下水道の普及率を誇っておりまして、都市部では、札幌市の場合は９９％を超え、ほとんど整備が終わっております。次、建築規制について。これは、法律に基づきまして、道及び１０市で建築確認等の業務を担っております。次、住宅金融についてであります。基本的には国ですけれども、道と市町村では単独融資の制度を持っております。最後のページになります。教育と警察分野について。大学は国が設置するほか、道とか市町村も、具体例を挙げますと札幌医大とか函館公立大学、釧路公立大学などを設置しております。公立高校は、道が設置しておりますけれども、市町村立もあります。それから、小中学校は市町村が設置しまして、教職員給与を国の国庫補助を含めて道が負担しております。それから、教員人事については、札幌市を除きまして道の各教育局が行っております。私立学校については、大学は国が認可をしておりますし、他の学校については道が認可をしております。それから、警察でありますけれども、都道府県の設置となっておりますけれども、いわゆる警視正以上の幹部警察官は国家公務員となっておりまして、基本的には国の指揮監督のもとにあるというふうになっております。それから、交通規制についてでありますけれども、これは都道府県公安委員会の権限となっておりまして、信号機でありますとか交通標識の設置を行っております。以上、各行政分野ごとの主な事務について、国・道・市町村の現行の役割の大まかな説明をさせていただきました。私の説明は以上であります。

●座長

　どうもありがとうございました。道庁各部から大分資料を取り寄せてということで、暑い夏の間にその作業が行われたということで、大変だったというふうに思います。それで、この報告について、これから、今日は主に役割分担のところの議論をしたいと思いますので、先に質問をしていただければというふうに思います。最初に、私の方から幾つか出したいと思うのですけれども、一つは、北海道特例というやつです。そのときにも二つありまして、一つは、北海道のみ直轄事業で行われると。漁港の３種、４種みたいなケース、そういったようなものだとか、それから北海道だけ補助率がかさ上げされるというようなケースがあります。これは、今は漁港などの話だったのですけれども、他にもたくさんありますよね。

●坂上参事

　前回、説明しましたように、道路について、旧２級国道については都道府県が管理することになっていますけれども、北海道についてはすべて開発局がやっているとか、それから河川も、２級河川について一部、開発局が行っているなど北海道特例がある事業になっています。

●座長

　そうですね。直轄と補助金との両方の面での特例措置があるということです。それから、北海道の他の県との違いみたいなもので、これもちょっと説明がありましたけれども、他県は、例えば漁港の維持管理は市町村がやっているのだけれども、北海道の場合は道がやっているというような他県と道とで仕事の中身が違うという、そういうものも結構あるということです。これから議論していく場合にも出てきますけれども、市町村におろせばいいという議論だけでは実はいかなくて、もう一方で、逆に国の方に持っていった方がいいのではないかとか、あるいは道の方に持っていった方がいいのではないかというような、そういうものもあるのではないのかなということも含めて後で議論をしていただければというふうに思います。それから、地方分権、この間の議論がなされ、そして一括法もできるという中で、近年、都道府県の仕事だったのが市町村におりたとか、そういったようなものもあると思います。これなんか整理をいずれしてほしいのですけれども、保安林の部分なんかちょっと変更になったでしょう。

●事務局

　保安林は変わっていないのではないか。農地転用なんかはそうですが。

●座長

　私の方から、これからの議論も含めてということでちょっと申し上げましたけれども、どうぞ皆さんの方から、まず報告に対する質疑という形で、ご意見の方は後でということにしたいと思います。どうでしょうか、乙部の町長さん、寺島さん、現場の市町村行政をおやりになっていて、特にこの点は本当は市町村にこの仕事は持ってきてほしいとか、今度逆に、こんな仕事は大体市町村がやるものではなくて道でやるべきだとか国でやるべきだとか、何かそういうのが具体的にございますか。

●寺島委員

　今、保安林が出ましたけれども、やはりそこに密着しているものについては、農地転用にしましても、ある規模以上で、他町に影響するとか、全体の農業政策なり林業政策に影響するのはともかくとして、その町村の実態に合わせてやれるものについては、むしろある程度のものは私はおろす方が産業政策上もいいのかなというようなのがあります、一つ。それと、必ずしも、クマなんていうのもそうなのですけれども、大分町村におりたのですけれども、一番人間に危険で一刻を争うようなものについては、絶滅危ぐ種とかという理由のもとに権限がおりないので、おりの設置なりは支庁に権限があって。ですから、保護の必要性は理解できないわけでもないのですが、動物の保護についてはちゃんと分野があるのですから、いざ人間の生命を保護する分野は道庁のどこがやってくれるのかなと。それから、ハンターについても全く今ボランティアなのです。ですから、いずれ年をとって次の若い人のハンターがいなくなったとき、今度出動要請をしても、町村にその責任があるのですけれども、ハンターがいない事態が生じてくる。しかもその捕獲の権限は道庁とかというのは、見直し論も出てくるのではないでしょうか。

●座長

　そういった話をまた後で少し議論の中でということで、どうでしょうか。何か、まず報告に対する質疑ということで、ございましたら。では、後で議論の中でまた進めさせていただきたいというふうに思います。それでは、続きまして資料の１－２、公共事業の予算一覧と、それから参考の５次勧告にかかわる経緯等ということで、事務局の方からよろしくお願いします。

●事務局

　まず、資料１－２、これにつきまして説明いたします。平成１２年度北海道開発公共関連予算一覧と銘打った資料でございます。今、参事の方から、役割分担の現状においては本道では国直轄事業の範囲などの特例措置があるということ、それから、その結果国の役割が大きく出ていることにつきまして個別に説明がございました。この資料１－２につきましては、その全体像が把握できるよう、総括表としてつくったものでございます。タイトルに北海道開発公共とございますが、これについては、北海道開発予算に計上した公共事業という意味でございます。資料の１ページによって説明いたします。この表は、表の一番上の区分の項目にもございますように、国直轄、補助（道営）、それから補助（市町村等営）、それから合計から成っております。なれない方にはちょっと奇異に聞こえますけれども、例えば補助（道営）とは、道が補助を受けて施行する事業のことでございます。そして、それぞれにつきまして、表を見たらわかるのですが、事業費、それから、その負担区分としての国費負担、道費負担、市町村等負担を記載してございます。次に、表の一番左の縦の区分でございますけれども、治山治水、これにおきましては、先ほど参事からも説明がございましたが、河川、ダム、砂防、急傾斜地崩壊防止、治山、海岸が含まれてございます。それから、縦に三つ置いた下水道環境におきましては、下水道、環境衛生施設、公園が、そしてさらに一つ置いた森林保全等には、森林保全、森林環境、沿岸整備などが含まれてございます。それら細かい内訳につきましては２ページ、３ページに記載してございます。次に、事業費の規模でございますけれども、１ページの一番下の合計の項目の事業費の欄、ちょっとややこしいのですが、一番下の合計の項目の事業費の欄をごらん願いますと、国直轄で６，３３５億、道営とあります道施行分で４，６４５億、市町村等営とございます市町村等施行分で３，７４７億、これらの合計である道内の開発公共事業の総額は１兆４，７２８億となってございます。金額的に大きな比重を占める事業は、表の右の方の合計の事業費で見ますと、治山治水で２，６０４億、道路整備で４，９１６億、農業農村整備で２，６３３億となっております。また、表の一番右の直轄事業の比率の欄でございますが、国直轄事業の比率では治山治水５２．３％、道路整備６０．３％、港湾漁港空港６６．６％、農業農村整備３９．９％、この四つが高くなってございます。それから次に、国直轄の項目の１ページの一番下の合計の項目の道費の欄でございます。これが合計１，０７２億となっておりまして、道ではこの額を国直轄事業等負担金として国に支払ってございます。１，０７２億ということはかなり高額な負担ではございますけれども、国直轄であるがゆえにこの額におさまっておるわけでございまして、仮にこれが直轄事業ではなくて、道等が施行する補助事業、これで実施するとした場合におきましては、国の負担率に差がございますので、地方の負担がさらに相当ふえることになります。大ざっぱに申し上げまして、直轄事業の国庫負担率と補助事業の国庫負担率、これの差が約２割程度ございますので、そこにありますように、事業費６，０００億以上で計算いたしますと、直轄事業でなくなることによって１，２００億円以上地方負担がふえる計算となります。いずれにいたしましても、今後の分権推進に当たりまして、財源の確保、これが非常に重要な課題となってくるものと考えてございます。なお、２ページ、３ページの内訳でございますけれども、例えば２ページ、治山治水の内訳では、事業費規模で河川とダムが大きくなっておりまして、直轄事業の比率が高いのもこの二つの事業区分となってございます。河川は直轄比率が５９．８％、ダムは７６．８％でございます。また、港湾漁港空港の内訳の項目におきましては、港湾整備と空港の直轄比率が高くなってございます。それぞれ９１．８％、７９．１％でございます。次に、資料１－２の次に参考といたしまして２枚もの、４ページ、２枚ものをつけてございますが、これは分権推進委員会の第５次勧告に係る経緯等と銘打ってございます。これについて若干説明いたします。まず、１ページをごらん願います。１ページの下の方なのですけれども、下の方の〔第５次勧告関連〕のあたりでございますけれども、分権推進検討委員会、これは国の機関でございますが、平成１０年１１月、国直轄事業のあり方等につきまして第５次勧告を出してございます。ただ、それに先立ちまして、同年８月、そこに書いてございますが、大幅な直轄事業の移譲を内容とするかなりドラスティックな案、これを「論点整理」といたしまして各省庁に提示してございます。「論点整理」自体、これは各省庁の抵抗に遭いまして、今となっては旧聞に属する過去のものではございますけれども、「論点整理」におきましては、現行の国直轄事業につきまして、基本的に複数の都道府県の区域にわたるものは国直轄として留保するけれども、それ以外は都道府県に移譲するという考えのもとに整理してございます。道内で施行される事業につきましては、当然ながら他府県にまたがるものはないわけですので、資料の３ページにございますように、仮に「論点整理」を適用した場合、国道の一部以外、そこにある項目としては国直轄として残るものはないわけでございます。ただ、５次勧告自体、これは「論点整理」によることはなかったわけでございまして、５次勧告は、あえて今日は説明申し上げませんが、各直轄事業のあり方の一応の基準を示しておりますけれども、その具体化につきましては道路河川等国の関係審議会に任せております。ただ、道といたしまして、「論点整理」が出たのを機会といたしまして、例えば国直轄事業のメリットや課題、さらに移譲された場合の問題点などにつきまして若干の整理をしております。その要約をしたものが資料の４ページにございますので、これについて説明申し上げます。参考の資料の４ページでございますけれども、国直轄事業の優位性と括弧して書いてございますが、まず、北海道、本道における公共事業は特例措置として補助、負担率のかさ上げがされておりまして、他府県に比べ道や地元の負担が軽減されておるということ。その例が枠を囲って書いてございますが、例えば道路の改修でございますけれども、直轄事業でやると、本道においては国負担は１０分の８であるのに、他府県においてはそれが国負担は３分の２にとどまると。補助も、道が補助でやる場合も同じでございまして、本道においては国の補助率は１０分の５．５であるのに、他県で同じような事業をすれば２分の１にとどまると。大体、かなりの項目におきまして国の高い負担率、補助率が定められてございます。その枠の下の方でございますが、優位性の２点目でございますけれども、大規模事業や主要事業の集中的な実施が図られると。３点目として、執行体制・組織が充実しておるので、維持水準が高いなどのメリットがございます。その下の括弧にございますが、直轄事業の課題と書いてございますが、例えば道路等におきましては国道、地方道が分かれますので、事業主体同士の有機的な連携や調整が必要になってくると。２点目としては、直轄事業の場合国が実施しますので、道や市町村など地元の意向に臨機応変に対応するための調整が必要になってくると、そういう課題もございます。それから、一番下の括弧でございますが、直轄事業が移譲された場合支障となる点と書いてございますが、１点目としては、移譲に伴ってもし特例措置が廃止されますと、道や地元の負担が増加しますので、そうならないために現行の特例措置の維持もしくはこれに見合う地方財政措置の充実が必要となってきます。２点目として、直轄が地方に来るということで、道の業務増加になります。そして、道の業務増加に伴う体制の充実、職員の増員等が必要になるのではないかと。これが支障の２点目。それから３点目、最後でございますが、高水準の維持管理業務を継続するために、維持管理費や人員確保が必要となってくるのではないかと、これが課題の３点目でございます。説明は以上でございます。

●座長

　どうもありがとうございました。大変興味ある資料でございまして、他県と違う点は、国の直轄事業の比率が非常に北海道の場合高いということです。公共投資総額が１兆４，７２８億３，１００万円という中で、６，３３５億１，６００万ですから４割ぐらい、４割を少し超すぐらい、非常に高い直轄事業の比率になっているということです。その部分で、補助金の方も補助率のかさ上げがあるのですけれども、それよりも直轄事業でやると非常に有利な、道にとってみれば余り負担がかからないでいろんな事業、公共事業が行われるという点がずっと続いてきたわけです。公共事業の、全国の公共事業の大体１割ぐらいが北海道ですね。というぐらいになっておりますので、それを公共投資依存型の経済とかいろんな言い方をされているわけですが、その裏づけとなるものはこういった直轄事業、あるいは補助率のかさ上げ措置というものが非常に大きな比重で占めているということです。具体的に、地方分権の参考の方ですと、もしこの「論点整理」に基づいて直轄事業を見直していくというようなことになりますと、参考の方の３ページのように、ほとんど、道路の一部を除くと道に移譲される事業になるということになるわけです。ただ、その道に移譲されるということになったときに、道としたら、もう一方ではかなり地域ニーズに合ったやり方ができるという側面はあるのですけれども、財政的な側面というと相当な、そのまま全部の事業をこれまでどおり実施するということになりますと、特例措置の廃止というか、直轄事業が道の事業になりますので、財源的には大変厳しいことになるというような、こういうご報告であったわけです。興味ある資料ですので、また後で議論の中でやりたいと思いますけれども、ただ、ちょっと聞いておきたいというようなことがございましたら出していただければと思います。どうでしょうか。よろしいですか。後で議論の中でこの辺をやらせていただきたいというふうに思います。それでは、続きまして、今日の議論には直接入らないとは思いますけれども、当然役割分担の話とかやっていきますと財源の問題も切り離せないという、そういうかかわりはあるかと思いますので、財政について、今度は少し資料を事務局の方で用意いたしましたので、それを報告いただきたいというふうに思います。ではよろしくお願いします。

●事務局

　では、資料の２の関係につきましてご説明いたします。前回の懇話会で税財源についてのお話が出ましたので、地方財政制度の概要と道・市町村の財政構造について整理をさせていただきました。まず、資料２－１、地方財政制度の概要についてでございますが、国の予算と地方財政計画について図にしてございます。まず、国の予算の歳入ですが、国税のほか国債が４割近くを占めておりまして、その借り入れ残高は３４３兆円に及んでおります。国税の一定割合が地方交付税に向けられることになっております。交付税は特別会計で経理をされますが、交付税の不足に対応するため、特別会計で特例的な借り入れを行っておりまして、平成１２年度は８兆円を超えた額になっておりまして、その残高は３４兆円に及んでおります。次に、地方財政計画ですが、この計画は交付税法の規定に基づきまして作成される地方団体の歳入歳出総額の見込みでございますが、この計画作成を通じて、歳入が不足するときは特別会計の借り入れなど交付税の増額や地方債の増発など、地方団体の財源が確保されているところでございます。次に、２ページをごらんください。国・地方間の財政資金の移転について図にしてございます。税源配分は国対地方で２対１、交付税の交付後で１対１、国庫支出金の交付後で１対２というふうになっておりまして、税源配分と最終支出がちょうど逆転した形になっております。これを内容的に見ましたものが下の国と地方を通じた歳出割合の表でございますが、特に教育費と社会保障関係費のうちの衛生費で地方歳出の割合が高くなっております。次に、３ページでございますが、国の財政構造改革についての流れについてでございます。平成９年１１月に財政健全化に向けていわゆる財改法が成立いたしました。社会保障関係費のＣＡＰ制ですとか公共投資関係費の７％減など、量的縮減目標が明記されたところでございます。景気低迷が長引きまして、財改法は二つの法律によりまして目標年次の延長を経て、当分の間凍結されることになりましたが、大蔵省では、経済が本格的な回復軌道に乗ったときには、改めて財政の諸課題を検討して抜本的な措置を講じていかなければならないとしてございます。次に、資料の２－２をごらんください。道と道内市町村の財政構造につきまして、平成９年度決算統計の内容を図にあらわしてみたものでございます。１ページ目は道の歳入と歳出でございますが、下段の方に都道府県平均を記載してございますので、これとの比較でごらんいただきたいと思います。まず歳入では、地方税の比率が１８％余りと平均の３１％に比べて低くなってございまして、北海道は３割自治ならぬ２割自治になっているところでございます。この分、地方交付税の比率が高くなっております。また、国庫支出金の比率が高くなっておりますが、これは普通建設事業費の国庫支出金が多いためでございます。次に、歳出では、普通建設事業費の構成比が高いことが特徴的です。道では公共投資に力を入れているということがあらわれてございます。それから、裏面の２ページ目をごらんください。２ページ目は道内市町村の合計数字になってございます。同様に都道府県別の平均と比較してみますと、歳入では地方税の比率が低く、やはり２割自治になってございます。それから、交付税の比率が高いこと、それから国庫支出金の比率が高いこと、それから歳出において普通建設事業費の比率が高いこと、道ほどはないにしても若干高くなってございまして、大体道と同傾向になってございます。次に、資料の２－３をごらんください。前回、国税が本社で納付される仕組みのために東京に納税が集中しているわけで、実際に北海道経済から納付される国税というのは１兆５，０００億よりもっと多いのではないかという話が出ました。そこで、税につきまして、基本的な仕組みと、国税をもし地域単位で収納したとすればどうなるかということをある試算をしてみたのがこの資料でございます。まず、国税と地方税の内訳でございますが、構成比で見ますと、国税では、主な税目は所得税、それから法人税、それから消費税でございます。この三つの税の札幌国税局分の全国シェアといいますのは２．９％、１．９％、２．９％というふうになってございます。次に、地方税、都道府県税でございますが、国の所得税に近い税目として道府県民税の個人所得割、それから法人税に近い税目として事業税の法人、法人事業税、それから消費税に近い税目として地方消費税がございます。この３税の道の収入額の全国シェアというのは、それぞれ３．６％、２．８％、３．９％となっておりまして、国税の先ほどの３税のシェアより高くなってございます。そこで２ページ目をごらんください。地方税３税の仕組みを簡単に整理してございます。まず、個人住民税につきましては、所得税と課税最低限や税率等は異なっておりますが、住所地等で納税するというのは同様でございまして、所得税の全国シェアが住民税の全国シェアより低いのは、本道では高額所得者が少ないためではないかというふうに考えられます。次に、法人事業税でございますが、法人税は本社で納付をされます。法人事業税は、法人税と同じように所得に対して課税されまして、その計算は法人税の例によって算定されます。さらに、従業員数に応じて各都道府県に納付するという分割基準がございます。次に、地方消費税でございますが、消費税５％の１％分が地方消費税というふうになってございまして、消費税は本社でやはり納付されますが、地方消費税は小売販売額等に応じて都道府県間で精算が行われます。そこで、試算でございますが、法人税、消費税を法人事業税、それから地方消費税のシェアで数字を置きかえてみた場合にはどうなるかというのをちょっとやってみました。そういたしますと、１％ずつぐらいシェアが高い、法人事業税と地方消費税の方は高くございますので、２，４００億ほど数字がふえると。増収になるという結果となりました。全体では１兆５，０００億が１兆７，４００億円ほど、１１６％の増収になるという結果になってございます。この試算の地域別の影響額を次のページに一覧表にしてございます。国税収入額に対して地方交付税と国庫支出金の収入額を比較したのがこの表でございます。北海道では国税収納額１兆５，０００億弱に対しまして、交付税、国庫支出金は合わせて２兆７，０００億弱ほど来ておりますので、財源的には差し引き１兆２，０００億弱国に依存する額が多いという形になってございます。国税収入額の方が多いという地域は、関東、中部、近畿でございまして、特に関東は全国の国税の半分近くを収納しています。そのために、その差というのは２１兆円以上と突出しているわけでございます。また、この３地域のプラスの数字というのは、大半が東京都、愛知県、大阪府の３都府県によるものとなってございます。下段は試算で、法人事業税、それから地方消費税のシェアで数字を置きかえてみた場合の影響額の表でございますが、数字を置きかえてみますと、地方の方で数千億単位で増収になります。国の税額が大きくなる形になりまして、地域別には北陸４県地域で差が僅少になります。また、中国５県地域で国税の方が多くなるということになりますが、依然、本道と東北、四国、九州地域は１兆円単位で交付税、国庫支出金の方が多いというふうな試算結果となったところでございます。以上でございます。

●座長

　どうもありがとうございました。法人税と消費税の部分を置きかえるというような作業をされたわけです。現実に今いろんなところから地方税移譲の提案などがなされておりまして、実は私も北海道らしい地方税のあり方検討懇談会という方の、内田先生が座長をされているのですが、そこの副座長をやっているのですが、そちらの方でも政策都市銀行の方が試算をされておりますし、それから、最近ですけれども、連合の方で、これは東京大学の神野先生が恐らく中心になってやられたのだと思うのですけれども、所得税の部分を住民税に１０％置きかえていくということで、３兆円の地方税移譲というような考え方が出されたりもしております。具体的には私も、所得税を住民税に置きかえるということにつきましては、幾つかの自治体でどういう数字になるのかというのを今調査をしてみようかなというふうに思っているのですが、いろんな試算の仕方があるかと思うのですけれども、これは特に佐藤先生からのご質問に対してのお答えというような側面が非常に強いのですけれども、こういう置きかえをやってみましたということでございます。どうでしょうか。こちらの財政の方についてのご質問ございましたら。国の政策が非常に揺れ動きまして、道の方も一時期というか、橋本政権のもとで財政構造改革がなされようとしたとき、道の方も財政構造改革、名前は何というかちょっと忘れましたけれども、財政課の方でやるということであったわけですが、景気対策がその後、拓銀破綻、あるいは山一の倒産というような中で……。

●小林次長

　財政健全化計画です。

●座長

　財政健全化計画ですね。それがございまして、その後拓銀破綻、山一の倒産などの中で景気対策優先という、こういう流れの中で凍結という形になっているのではないかと思います。ただ、大蔵の方では、景気がある程度回復するとまた財政構造改革というのを考えていかなくてはいけないというような線が打ち出されて、今のそれこそ大型補正をめぐる議論になると思います。もうその前ぶれみたいな感じになってきているというふうには言えると思うのですが、どうでしょうか、何か財政に関してご質問ございましたら。特に試算について、佐藤先生は何かございますか。よろしいですか。

（協議）

●座長

それでは、報告の方はすべて終わりましたので、これから議論ということになります。それで、国から道におろした方がいいのかなとか、あるいは道から市町村におろした方がいいのではないかとか、あるいは逆に、こういう仕事は上部移管した方がいいよというようなものもあるかと思いますけれども、そういったあたりの話を少し皆さんの方でしていただければと思います。特に谷さんとか寺島さんの場合ですと現場ですよね。そういうようなことも含めましていろいろ、こうした方がいいのではないかというような切実なものもあるのではないだろうかということで、ぜひご発言をいただければというふうに思います。それではどうぞ、ざっくばらんに。どなたからでも構いませんのでよろしくお願いします。

●谷委員

　これまでの地方分権への移行の中で相当権限が、例えば道府県から政令市の方におりてきた分野・部分がございまして、例えば、５ページの中に社会福祉法人・施設というところがございますけれども、これは長いこと社会福祉法人の設立認可権、あるいは指導監督権というようなものについては、これは道と札幌市の関係でいいますと、道が担っておられたわけです。そして、社会福祉施設の開設認可というもの、それから実地指導ということになりますとこれは政令市の札幌市がやっていたと、こういう長い経過の中で、いろいろと調整的な、ロスとか、それから事業者側からのいろんな二重手続の煩雑さといったような声も私、前に福祉を担当しておりましたときに聞かれたのですけれども、そういった点が改善されたというか、権限が政令市、大都市の方に移ってまいりまして、これは平成９年の４月からというふうに聞いておりますけれども、地方分権への移行に伴ってそういうふうに権限が移ってきているということがございます。ただ、聞くところによりますと老人保健施設、いわゆる老健施設と言われている、これは老人福祉施設と病院の中間施設でございますけれども、この施設の開設認可権というのはまだ道府県の方に置かれていて、政令市である札幌市については、その実地指導は札幌市が担っているのですけれども、広域的な調整が必要という判断だと思いますけれども、依然としてこれは道府県の方におありになるということで、老人福祉行政、老人福祉というものをトータル的にやる場合において、一元的な指導ですとか、それから老人福祉の進め方というか、行政を考える場合に、ちょっとそのあたりでいかがなものかなという気はするのです。そんなことがちょっとあります。

●座長

　これは４ページ、５ページのところにかかわるわけですよね。医療法人の設立認可というのが都道府県ですから、老健施設の場合、医療法人がほとんどですから、道で認可しているということでしょうか。病院開設の許可というのは、保健所設置市には権限移譲されているのですね。

●坂上参事

　政令市、保健所設置市以外の地域、例えば釧路市であるとか帯広市などですと、道で行っています。今のところ一元的に市でやるということは難しいのだと思う。だから、そういう権限移譲という、国もありますけれども、都道府県と市町村の権限移譲の問題で、ちょうど今過渡期の部分なのかなと。

●座長

　政令市でもまだだめなのですね、老健施設は。

●事務局

　広域市町のいわゆる介護老人福祉施設については、法律レベルではまだ都道府県知事の権限だということです。

●寺島委員

　確か医療圏でやっているから。札幌市と、郡部も札幌市も同じ医療圏にいる。そこで何床とか確か決められている。

●谷委員

　ただ、札幌市という大きな地域の中ではいかがかなと。

●座長

　療養型病床群はどうなりますか。老人病院は、政令市の方で病院の開設許可があるわけです。療養型病床群の場合は、確か道でやっていますね。

●寺島委員

　その辺が、だから保健所にも言わないとならないし、支庁の社会福祉課にも言わないと話がうまくいかないという、二重行政のダブりがあるのですよね、今のところ。

●座長

　いわゆる施設福祉三本柱というと、老健と療養型と特別養護老人ホームですが、そこがちょっと政令市に関していうとアンバランスになっているということなのでしょうね。ただ、ほかの市に関していえば、これは都道府県の仕事なのだとは思いますけれども。ちょっとわかりませんけれども、特別養護老人ホームなんていうのは道の方でパーセンテージを定めていますから、余り設立許可されないというような問題はあるのだと思いますけれども。

●事務局

　ちょっと資料がないので正確には申し上げられませんけれども、老健施設でございますが、担当課の話では、道内２１医療圏ございますけれども、この医療圏ごとの計画的な推進が必要であるということから、一市町村で構成している医療圏はないわけでございまして、今の時点では移譲にはなじまないのではないかということでございます。

●座長

　宗谷管内なんかは、北見枝幸と浜頓別で争ったのです、認可を受けるのを。それで、浜頓はできたのですね、老健が。北見枝幸はないはずです。ただ、介護保険になって、確かにこの三つというのが似たような施設というか、将来は何か統合したいなんていうようなことも含めて厚生省の方にあるのです。ですから、どうなのかなというのは残りますけれども。あとどうでしょうか。

●石本委員

　今回この宿題をいただいたときに、私は谷さんみたいに現場で行政をやっているわけではないので、一道民としての発想だけにしかならないなということで、いろいろなことを考えているうちに、自分の中の頭の整理の仕方として大事な、ここだけは自分の中できちんと整理しておかなくてはいけないなと思ったことがありますので、それを皆さんに聞いていただきたいなと思ったことがあります。それは、まず１点は、マクロの発想とミクロの発想というのがあるかなと。マクロの発想で、例えば北海道がこれから道路計画をどうするかという全体のビジョンづくりというのは、やっぱり北海道がしなければならないだろうと。例えばダムもそうですし、それから電源開発みたいなものも、北海道全体でエネルギー問題をどうしていくのだという、そういうマクロの発想をしてビジョンや計画を立てるところまでは北海道の仕事ではないだろうかと。ではそれを国にこうしたいのだというときに、財政というところのはしごを外されてしまったらこれは何も実現できません。ですから、財政の部分は国に少しお手伝いをしていただいて、それでそれの運用については道が責任を持ってやっていくべきではないだろうか。ということは、その運用のときに、年月だとか時の物差しということがあって、価値観が変わるときがあります。そのときに、そのもらっている予算を、今これはもう時流に合わなくなっているからこういう使い方にしたいのだという運用の権限、そういうものというのは道が持っている方がいいのではないか。またミクロの発想でいうと、市町村がやった方がいいことというのがありますよね。今医療のお話が出ていましたけれども、地域の事情だとかなんとかというのは、エリアが一番持っていらっしゃるので、そのときに医療問題やなんかで、例えば一町村でできなくても幾つかの町が集まればこういうことができるのでこういうことをやりたいのだというような、そういう少し住民の肌感覚に近いミクロの発想というのはやっぱりあるだろうと思うのです。そういうものに当たるものというのは市町村がやった方がいいのではないか。そういう頭の整理の仕方を一つしたときに、もう一つ突き当たったのは、これからというのは、行政サービスというのはどんどん低下していくということはもう皆さんわかっていますよね。何でもかんでも行政でやってください、あれも欲しい、これも欲しいという世の中ではもう絶対ないのだということは、こういう財源のお話なんかを伺っていても何となく肌で、身につまされて感じている。では、その身につまされている感じ方というのは、道民の人がどれだけ持っているだろう。道民の人が、道民の一人一人がもうちょっとそういうことを肌感覚で知る必要があるなと。知ったときに、ではどうするのといったときに、今、必要なのは何かという選ぶ発想、住民同士が、お互いに話し合って、今これが必要だからこれをやろうよという選ぶ視点というのがあるだろう。選ぶのには、例えば住民投票とか何とかあるのでしょうけれども、そういうシステムづくりがないことには、ただ権限移譲してくださいということだけ言っていても始まらないのかな。そんなような頭の整理の仕方をすると意外と物の割り振りというのがいくのかなという、そういう観点に立ったものですから、皆さんはこういう権限があった方がいいとかというふうにお考えになられたとき、どんなお考え、スタンスに立ってそれをお考えになられたか、お伺いしてみたいなと。私の考え方はこういうことだったので、それを皆さんに聞いてみたかったのです。

●座長

　申しますと財政の問題ですよね。道がそれなりの計画策定をしていくというときに、現実に今、直轄事業というのはすごく多いわけですですよね。これはどうしていったらいいと思いますか。

●石本委員

　ですから、直轄事業をはじめとして、運用の権限というのは、国にあったままだとまずいと思うのです。計画をたてて、今ここに、北海道にこれが必要なのです、これはぜひやってほしいと国に投げかける。国がそれについて、ではこれだけの財源があるからあなたやってごらん。では、これについて私たちでやらせてくださいという運用の権限みたいなものがくっついてくればいいのではないか。今までのシステムの中で１００％動かしなさいというのはちょっと難しいのかなという発想だったのです。

●座長

　どうもありがとうございました。どうでしょうか。今石本委員の方からありましたように、実際に権限移譲をされたとしても、一つのシステムづくりみたいなものがちゃんと基盤としてないとならないのではないかというご発言と、もう一つは財政の問題が出ていましたけれども、どうでしょうか、その辺で皆さんのご意見をいただければ。

●佐藤委員

　おっしゃるとおりだと思うのです。例えば権限、権限なのかどうかというのは、ちょっと質問をしたいのですけれども、資料の１－１の７ページの一番上にあります電源開発基本計画の作成、左に対する同意というのは、これは権限だというふうに考えてよろしいでしょうか。

●小林次長

　国が計画を立てるときの要件でしょうから、もしこれに知事が意見を出さなければ、きっと国の計画といいますか、電調は成立しないのでしょうね。そういう意味では権限というか、手続の一つの要件です。

●佐藤委員

　そういうふうに考えますと、私ちょっと札幌にいなかったので、詳しい経緯をフォローしていないのですが、今回の泊３号機についての知事の記者会見とかいろいろ聞いていますと、あれは一般論だなんて言われますと、何だか道州制の改革もやる気があるのだかないのだか疑問になってくるのです。一体この懇話会で何をどうといいますか、知事が最初に来て挨拶しましたけれども、何を求めているのでしょうか。単にこういうふうになればいいというバラ色の絵にかいたもちみたいなのをやってくれればそれでいいということなのか、それとも今回の宿題といいますか、事前に来たような、何か非常に事務レベルの、どういった権限がどこにあったらいいでしょうかというような非常に細かな話なのか。私は、ここでやるのはもう少し実際に、今実現するのはなかなか難しいのだけれども、例えばこういう戦略でいくとうまくいきそうではないかというような議論をしていくべきではないかと思うわけです。でも、果たして知事がそういうことを考えているのかどうか、なかなか信用できないのですが。

●座長

　ですから、いろんな役割分担あるわけですけれども、それは本当に細かい問題をつっついても、これは我々としたらしようがないと思うので、まさに、最初の方で私も言いましたけれども、この道州制の委員会というのは、今支庁制度改革の委員会がございますよね。こちらの方は、今後どういう結果になるかわかりませんけれども、短期的な、割とここ一、二年という話、ここ１年という話になってくるかもしれません。道州制の議論というのはそうではなくて、余り長いというわけでもないけれども、ロングスパンの話であると。その中で、我々、必ずしも委員全体でまとめ上げるというようなことにならなくても私はいいと思うのです。ただ、ここで議論をしたことがその後道庁の中での議論につながっていくような、そういうものを少し提示できたらということなのです。ですから、かなりロングスパンで、ですから余り細かいことを議論するのではなくて、少し大きい議論でいいと思うのです。ただ、これは本当に変えた方がいいよとか、こういうふうにシステムを変えた方がいいよというような、そういう議論をしていければと思うのです。ただ、そのためにはいろんなデータを出さないといけませんから、かなりこの間事務局にご苦労いただきまして、道庁各部のかなり細かな、これは整理するだけでも大変だったと思うのですけれども、そういうものを出してもらったり、あるいは財政の資料を出してもらったり、こういうことだったのです。ですから、少しそういう面でいえば大きな議論をしていいのではないかというふうに思いますけれども。ですから、今の政令市の社会福祉法人の問題なんか、これは私は非常に大事なある議論だと思います、そういう面でいえば。

●谷委員

　役割分担というのは、今ご説明を伺っても、一つ一つの事務事業を我々は精通しているわけではないし、非常に細かいですし、それに携わっていなければなかなか中身はわからないわけです。また私は、役割分担というのはかなりの部分、うまくいっているという気はするのです。ですから、今おっしゃったように、マクロ的というか、総論的な話の中での一つということで、それはそれで意義があるというふうに思うのです。また、私は権限がいろいろ移譲されてきたとしても、体制の問題というのが一つ大きいわけで、窓口機構の増加ですとか職員体制がどういうふうに変わるのだというところが非常に、先ほど移譲された場合の支障となる点という中でもありましたけれども、ここのあたりなんかも非常に大きな問題だという気がいたします。ただ何でも移譲されればいい、あるいは役割が分担されればいいという問題ではないわけで、非常に複雑だと思うのです。

●寺島委員

　北海道は一つの島ですから、河川にしても、道路にしても他府県との接続がないですよね。そういう中で、道州制としての権限を持つ道になった場合、こうなればもっとうまくいくのではないかと。しかし、今石本委員が言われましたように、財源がもう一つあるのですけれども。例えば国道にしても道道にしても町村道にしても、道なら道が道州という形の中で一つで全体の計画を立てたらもっとうまくいくのではないかとか、いろいろあると思うのです。今は完全に直轄は開発局がやって、道の部分は道ということで、全く、連絡がないとは言いませんが、それぞれでやっている。その問題が一つと、あとは、道と市町村の間でこうやった方がいいのではないかという問題なのですが、そういう中で、では道のあり方がどうなるか、これをやった方がいいのではないかという理想のものがあって、しかし余り理想だけだったら財源の方が今度はついてこないという中で、それから次どうかという感じで議論すればでいいのかなという気もしているのですけれども。

●座長

　財政の議論というのはもう少し後の話でというふうに考えているのです。

●寺島委員

　でも財政をどうするかということは大きいのではないかと思います。

●谷委員

　例えば１３ページにある河川の整備、維持管理の部分ですけれども、現在指定区間の１級河川と２級河川については都道府県の権限ですけれども、近いうちに、多分もうすぐだと思うのですけれども、政令市に移譲されるというようなことも聞いています。そうしますと、河川というものがまちづくりを考えたときにこれから大きな役割を果たすわけで、、そういう中で権限が移譲されて、まちづくりの中にそれが今度どう反映されていくかというような視点もできてくるというようなことも考えられるのです。

●座長

　どうでしょうか。

●井上委員

　２カ月間何も考えなかったものですから、ちょっと議論についていけない部分もなきにしもあらずなのですが、幾つか今まで出てきている意見を私なりに感じるところなのですが、一つは、これは道州制をめぐる懇談会ということなのですが、今日の議論は、これは事務局の報告もそうですし、座長が使われる言葉もそうなのですが、要するに地方分権ということで、分権の議論ということに議論が収れんしていっているわけなのだけれども、道州制というものと地方分権というものをイコールとして考えるのか、あるいは道州制の中の一つの部分、コアになるのだけれども、部分としての地方分権というのを考えるのか、あるいは逆なのかというのはやはり整理しておく必要があるのではないかというのが一つなのです。最終的にこの懇談会が何回かの議論を経て終わるときに、要するに最後の落としどころというのは一体何なのかというところが私はあると思うのです。今まで出てきている議論というのは、言ってみれば、細かい議論ではないというふうに言われながら、石本委員もそう言われているのかもしれないけれども、私にとってみれば非常に実務的で非常に細かい議論のように聞こえるのです。言いかえれば、例えば福祉の問題だとか、あるいは河川の問題というのが個別のテーマとして出てきておりましたけれども、例えば個々の中で漁業だとか、あるいはその他の商業の基盤整備云々のところは、だれがどういうような形で責任を持って議論を展開していくのかということになると、一部のところについては、専門家がおられるところはきちんとした議論で、うまくいっている、うまくいっていない、こうすればいいというような提言めいたものが出てくるのだろうと思うけれども、仮に、専門家がいない部分になると、議論として何も進まないまま終わるというようなことになると、最後の落としどころというのは、例えば特老はどうすればいい、あるいは河川もどうすればいいというところの一つの例として挙げていくのか。では、その中に今度は落ちこぼれる部分は私ども懇談会としてどう対処するのかというのが出てくるのだろうと思うのです。３番目ぐらいになりますが、これは、今日説明あったことというのは、基本的にはうまくいっているのだと思うのです。うまくいっている。これがすべてうまくいっていなかったら世の中大変なことになっているわけでして、基本的にはうまくいっている。ただ、うまくいっているのだけれども、要するに地方分権一括法が制定されて、これから財政構造改革が進んでくる中で、今日事務局の資料の中にありましたけれども、例えば地方分権の中で本道における、これは参考資料、要するに本道における直轄事業が論点整理の考え方のように見直された場合の状況というのが出てきていますが、結局私たちが望むと望まざるとにかかわらず、国は、これはもう地方に移譲しますよというふうにバンと言ってくる可能性がこれに限らず出てくるということは、要するにうまくいっている、うまくいっていない、これでいいではないかという話ではなくて、全国レベルで地方分権というのが本格的に始動したときに、私たちはうまくいく部分もうまくいっていない部分も、とにかくある意味では括弧つきの押しつけられる部分が出てくるということに対して、それはどういうふうに対応していくのかということが議論になってくるのだと思うのです。いずれにしても、これは、権限の問題が出てきていましたけれども、４番目ではないですが、これは既成の許認可権だとか運用の管理監督責任というようなものが混在した形でこうやって、役割分担という形で整理されているのだと思うのですが、結局許認可権の議論というのは、一般的に規制緩和ということで、官から民、そして国から地方にという形で規制というものは緩和される方向に出てきているわけですが、この規制についても、私どももよくわからないのは、かなりそういう規制が存在しているということは必要性があって存在しているということですから、今度は、その必要性がある以上、そのロジックというのをきちんと整理しておかないと、これを変えるべきだというような議論というのは私はできにくいのではないのかなというふうには思うのです。ですから、例えば、よく言われる話なのですが、花火大会、これは広域連合みたいなものをつくって、これを県が許可するのではなくて、その連合で許可するということが行われている都道府県があるというようなのを読んだことがありますが、そういった問題もそうですし、あと例えば理容所、美容所、クリーニング店、これを何で都道府県がやる必要があるのかとかいうようなところが出てきているのですが、あるのですが、しかし、それは生まれてくる背景がきちんとあって、その背景がきちんと整理されて、否定されない限り、市町村に移していいという議論にはなってこないのだろうと思うのです。長くなりますから、最後に一つだけでやめますが、座長がおっしゃったように、国から道、道から市町村におりていくというルートもあるけれども、しかし逆に、これは地方分権という形で全国的に進んでいる話であれば、道州制は北海道だけが先行してやっているのかもしれないけれども、地方分権で地方公共団体がいかにそれを受けとめるかというのは全国どこでもやっているから、ここの部分というのはいろんなところを調べていけば参考になる部分かな。しかし、座長が言われたように、今度は下から上、市町村から道や国に、むしろ権限を上に上げていった方がいいものもあるのではないかというのは、まさにそういう考え方も必要だと思うのです。これは要するに、私たちは地域のニーズに合った形で私たちに何でもやらせてくれよという話になるけれども、財政の話は別として、では小さなまちに一人一人その担当者を置くことが効率的なのかというと、効率的ではない。人件費もむだになると。そしてさらに、そのエキスパートをとどめておくということも非常に難しいというようなことが実は多々あるわけであって、そうすると全部が全部というよりは、むしろ今やっている中で不都合があれば、道や国に、上に上げていった方がいいという事例が幾つもあるのではないかと思うのです。長くなりましたから。ちょっと私自身論点が整理できなくて。それは、石本委員がおっしゃったのは、私多分一番最初に申し上げたと思うのです。要するに、道民にとっての道州制ということを考えると、道州制というのはこういうもので、こういうようなプラスとマイナスがあるから、道民の皆さんどう考えますかということでぽんとぶつけて、下の草の根の部分から押し上げてこないと、これは途中で、上から下、国からおろされる部分と、そして今度は道民から、一人一人から突き上げられる部分で空中分解する可能性があるのではないかと思うのです。長くなりました。失礼しました。

●座長

　どうもありがとうございました。なかなか難しいのですけれども、道州制の議論をしていくときに、これは他の県と違いまして、北海道の場合ですと、他県ですと、それこそ河川も３県も４県も流れているとかいうような形で、さあいざ、なかなか難しいと思うのです。ところが北海道の場合でしたらば、北海道自体が一つの州になり得るというか道州になり得るわけで、そういう面でいうと道と市町村との関係というのも非常に明確というか、そういうところがあるわけです。ですから、地方分権改革というか、それとある面でいえば同義的な意味で使いながら道州制という問題を少し考えていく必要があるのかなという、こういうふうに考えていたわけです。そのときに、議論としたら、余り細かいことをつつくのではなくて、少しスタンスとしたらロングのスタンスで考える、ロングスパンで考える。今、折から支庁制度改革の方は神原先生のもとで行われていまして、あれもいろいろな反響があって、根室市とか室蘭市からいろいろ出たということがあって、今後どうなるか私はわかりませんけれども、しかし割ともう最終報告書に向けて短期的な問題として今あるのではないかと思います。道州制というのはもっと中長期的に考えていく問題で、それはイコール地方分権というときも、非常に中長期的に考えていく問題であると、こんなふうな位置づけをしているわけです。ただ、いずれにしても、地方分権改革の議論を中長期的な視野に立ってやろうというのが一応この道州制の懇談会の意図でございます。それで、確かに、ですから細かいことをいじっていけば、そのそれぞれの専門分野がある部分については、河川だとか、先ほどの社会福祉法人だとかいうような話になると出てきて、実際にはだれもわからない場合もいっぱいあるわけで、ですからそれは一つの事例、例として挙げていくということになってくるのかなというふうに思います。それから、地方分権、第５次勧告まで来ているわけですけれども、これが今後どうなっていくかというのは、まだまだわからない部分がたくさんあるわけで、むしろ我々の方は、一応、少し、だんだん流れとしたら弱くなってきている面もあるのですけれども、地方分権の流れが。この道州制委員会を通じて地方分権に向けての提言ができればいいのではないかと、こんなふうに思っております。その中で、規制の問題と分権というのは、規制緩和と分権というのは、これまたちょっと違った要素がありまして、むしろ分権で場合によっては規制を強めた方がいい問題なんかも出てくると思いますし、そんなようなわけで、その中で規制あるいは規制緩和の議論もできるのかなと、こんなふうに一応位置づけてはいるのですけれども、おっしゃるとおりでして、井上先生のおっしゃるとおりの問題というのは私も、今もこうして司会をしながらも、一部共有しているところがございまして、それがちょっと、大変難しい部分は多いのかなというふうに思うのです。私自身も、道州制の座長を引き受けるに当たって、大体、そもそも堀さんの選挙公約の中で出てきたというのでしょう、道州制が。それで、いざ私座長をやってどういうイメージでとらえたらいいかということも実はありまして、本当は困ったなというのが実情だったのです。ですから、そういう面でいうと、井上先生のおっしゃるような問題というのは私自身も今もなお共有しながら何とかやっているというところで、ご協力をお願いいたします。

●井上委員

　いえ、失礼いたしました。

●座長

　どうでしょうか、佐藤先生、何かございますか。

●佐藤委員

　中長期的な視点といっても、私の考えでは論点はそんなに難しくはなくて、道州制といったっていろいろあるわけですけれども、自治型の道州制を目指そうとするのか、それとも官治型の道州制を目指そうとするのか、どっちかという分かれ道が一つあると思うのです。恐らくここにいらっしゃるどなたも官治型の、官治型というのは要するに霞ヶ関の権限が強い道州制のことですが、それを目指そうとされている方はいないと思います。自治型の道州制を目指すとしたら、北海道は、他の府県よりもはるかに権限は少ないわけです。だから、まずほかの府県並みにできるかというところが第１番目なのでないでしょうか。そうなると今度は、財政の話は後でとおっしゃいますが、一番ひっかかってくるのはそこだろうと思うのです。今他府県並みの権限さえないと、そのかわりお金はもらっていますと、こういうことになるのです。ある意味では当たり前と言えば当たり前なのです。金を出してやっているのだから言うことを聞けと言われても、これはしようがないですね。それを、金も要るけれども、権限もよこせと言ったって、それは普通は常識的に考えて、そうはなかなかならないのではないかと思うのです。どれぐらいかいいかは別として、ある程度の痛みが出てくるのは仕方がないと思うのです。その痛みをではどれぐらいなら許容できるかという話をしていかないといけないし、本当に自治型の道州制というものをお考えになるのなら、例えば国の負担率がこんなにあるのはおかしいと。少なくともほかの府県と同じにしようではないかという議論を先にしなければいけないのだろうと思います。そしてプラス、北海道は一つなのだからどうしましょうかというのが出てくるのが筋ではないかなというふうに私は思いますけれども。

●座長

　すごく大きなまた論点だとは思うのですけれども。それで、府県並みにしたときに、財政出動もして、その一方で懸念される問題はこういう点があるというような話が先ほど事務局の方からもあったわけですが、これは財政の問題としてやっぱり一度きっちり、最終報告書に向けていく中でその部分はしっかりやらないといけないと思っております。

●佐藤委員

　確かに直轄事業の方が道の負担は少ないわけなんですが、それを全部補助事業にすればという話でしょう。開発局は余計な事業をやっていないということを前提にすればということですよね。それは実は本当にそうなのかどうかという話をする必要があるのではないでしょうか。つまり、たくさんお金は使っているけれども、本当に道民がそれでいいと思っているのかどうかというあたりのことです。

●座長

　どうでしょうか。町長さんとしてどうでしょうか。

●寺島委員

　私、先ほど申し上げましたように、道州制なり、北海道としてこういうふうにした方がいいという中で、当然今の佐藤委員のような話も出てくるだろうと思うのですが、それとあわせて財政について、それでは任せられたら効率的にやるだろうし、今でも、同じ事業費でも人件費が入っていますので、そういう面でいったら１割ぐらい少なくなっても、道民のための事業としては同じにできるという論議もありますので、そこはそことして、そういう痛みも当然出てくるでしょうし、出てきても、それよりもさらに北海道のためによければそれでいいし、ただ、一つは、これの方が効率的でないかと、道民のために計画的に何か伴った中で道州制になった場合の、そして財源についても、今はこれとこれで直轄でやっているからこうだけれども、今先生の言ったように、実は必ずしもぜい肉がないわけではないでしょうし、道が一本でやったときはぜい肉も取れるでしょうしという論議が財政も含めてあるのでないのかなと私は思っていますけれども。

●井上委員

　先ほど税収、国税と地方税の比較というところで、資料２－３について説明がありましたけれども、これの４ページのところで試算における地域別影響額というのがありまして、一番最後に差し引きというところで帳じりが出てくるのですが、これは９，２６０億９，４００万のマイナスです。つまり、出の部分もそうですが、入りの部分も北海道が要するに自立して自分で賄っていこうとすると、約１兆円今より入りが少なくなりますよというふうに解釈していいのですよね。

●座長

　そうです。

●井上委員

　ですから、この種の試算というのは私は実は恥ずかしながら初めて見るのですが、要するにこういうような部分というのをたたき台にして、先ほど寺島委員がおっしゃいましたけれども、道州制の問題をどうやって考えていくのか。つまり、１兆円の部分を削っていくというのは、これはなまじっかぜい肉を落とすというだけではなくて、骨も切らなければいけない話ですよね。ですから、こういうようなものをたたき台にして議論をもう少し、この場だけでなくていろんなところで深めていくことが必要なのではないでしょうか。

●座長

　この試算自体はかなり極端なことになっておりますので、見やすくつくっているということなのです。

●井上委員

　このとおりいくとも思わないけれども。

●座長

　しかも法人税と消費税のことだけでやっていますので。

●寺島委員

　東京の石原さんが見たら喜ぶね。

●井上委員

　それは歳出のところで、道の予算の中で普通建設事業費が１兆７３５億ですから、これでほぼ匹敵するのです。

●座長

　佐藤委員の方から、まず他府県並みに合わせろと。そして、痛みをちゃんと共有できるのかどうかという、つまり直轄事業で権限がないわけだから、他府県並みに権限を持つようにするということでならしていってと。そして、そのとき財政的には地方の負担になるわけですから、事業を減らすとかという話になるかもしれないし、事業をそのままで展開していけば道の財政としてどうなるかというような、そういう痛みを共有できるのかという、こういうお話だったのですが、どうでしょうか。

●佐藤委員

　余り細かい話はしたくはないのですが、確かに１兆円マイナスになりますという話ですけれども、これを例えば北海道を国だというふうに見立てると、アメリカだって国外的にはものすごい赤字を持っているわけです。それで大国だと言っているだけですから、これ自体はそんな、これがなくなったらすぐ北海道の経済が１兆円規模でダウンするという話にはならないだろうと、そういうふうには思っています。あとは、ほかの、東北だって物すごい赤字になっているわけですから、どれぐらいの覚悟でやるかということだと思うのです。

●坂上参事

　こういう出し方をしたのは初めてなものですから。

●佐藤委員

　よく目にしてはいましたが、上の方は。

●寺島委員

　よくつくってくれたよ。

●小林次長

　あるいは域際収支の赤字などというのは約２兆何千億円なんて言われていますが、考え方は同じだと思うのです。それで、今佐藤先生のお話されましたどういう覚悟でという話をすると、国税収入額というのは大体約１兆５，０００億です。それに道と市町村の地方税が約１兆３，０００億だと思いますので、トータル２兆８，０００億円ぐらいの収入はあるよということは逆に言えるのかなと。そこで、ではどんなことができるのかということは議論のベースになるのではないかなという気がするのです。それと、先ほどからちょっとお話がありました支庁制度の話と、その話はどうなるのだというのは、これは１回目から随分話題になっておりますけれども、支庁制度の方は、つまり道民の皆さんにとって使い勝手のいい道行政、特に総合出先機関である事務所の設置の仕方はどうすればいいのかということを今議論しているわけでして、この道州制の方は、私どもの期待としては、国と道の関係をどうしたら一番道民にとってメリットがあるだろうかということを議論していただけるというふうに期待しているところでございます。よろしくお願いします。

●坂上参事

　私ども資料１－１で説明させていただいたのですけれども、井上先生から、うまくいっている部分を説明していると言われたのですけれども、個人的に見てみますと、要するに法律に基づきという説明させていただいたのですけれども、法律に基づいて国はこの分野、道はこの分野、市町村はこの分野でやっていると。だからその部分でうまくいっているのであって、例えば今の法律ではなくして、北海道として独自に考えて地域政策を考えたら、その法律を超えて考えればもっと違うことを考えられる、佐藤先生が言われたようなことでも考えられるのかなとか、そういうふうに見ていくとまたちょっと違う視点になるのかなと思います。

●小林次長

　例えばこういう問題が生じます。知事が今の立場で、例えば農地法などについて、我々できるからやらせてくれということを仮に言ったとします。そうすると、そこでつくるものもおまえで決めるのだなと、こうなるわけです。だから、米の値段とか麦の値段とかも、もう日本としては知らないと、おまえら勝手にやれということになるだろうと思います、極端に言うと。その極端な議論をしていただくと、国と対立するのか、あるいは国もしようがないからやれと言うのか、何かの方向が見えてくるのではないかなと。ただ、今現在知事が例えば庁内にそういう、私ども部下を使ってそういう議論をしていくと、これは、今来ている国からの交付金などが目の前で消えていってしまうと、そういうことがありますので、できれば道庁外でもいろんな議論をしていただけるのが一番望ましいのではないかと思います。

●石本委員

　この表を見せていただいたときに、今お話の出ていた農業の部分でも、割合国の役割が大きいのではないか。というのは、農業というのは北海道を支える基幹産業です。だけれども、例えば農業生産振興の項目のところで、農産物価格制度の決定と同時に各種農産物生産計画などの策定というのがあります。これというのは結構制限されているわけでしょう。だけれども、北海道が自分たちの資産となる農業生産をもっと上げたいのだというふうなときに、それがすごく足かせになるわけです。そこら辺がちょっと不思議だなと思いながら見せていただいたところだったのです。

●小林次長

　つまり、例えば国際的な穀物の需給関係の中で、北海道が自分たちで決めてくださいというときにどうしたらいいのかということですよね。

●石本委員

　だから、例えば国内の生産は、国内に対して出す量は守るけれども、そのほかに例えば輸出に回せるものがあるではないだろうかとか、輸出してもいいではないですか、直接やっていいですかというような、そういうところもあるのかなというふうな発想でこれは見させていただきましたけれども。

●座長

　どうでしょうか、佐藤委員の先ほどの発言はすごく大きい発言なのですけれども、それに対して井上先生、どうですか。

●井上委員

　発言のどこの部分ですか。

●座長

　権限を主張するならば他府県並みにすべきであると。他府県よりも権限がないではないかと。ただ、そうすると、他府県並みにするということは直轄事業を減らすことになるだろうと。そうしたときに財政的にはどうなっていくのかと。痛みをそのときに共有できるのだろうか、こういうご発言だったわけですけれども。

●井上委員

　幾つか重要なポイントがあると思うのですが、一つは、例えの話なのですが、自分たちで自分たちの持っているような政策を立案して、そして施行していくのだということになると、基本的にはその財源の部分も、あるいはそういった施策を運用した結果として起こる基本的な部分の過ちというのは当事者が背負っていかなければいけないというのが行政の部分においても言えることなのではないのかなというふうには思います。ですから、地域のニーズに合った形で政策を実行していくということになると、これは必ずしも直轄事業云々の話ではないけれども、しかし、自分たちのことは自分たちでやっていくというようなことになっていかざるを得ないと思うのです。その流れの中で、今申し上げたところでいえば、自分たちで政策を立案していく、そしてそれを実行していくというところのその政策立案能力だとか、あるいは実行していく能力、これは頭数も含めて論点を整理しなければいけない。それがなければ、ある程度のロングスパンでというふうにおっしゃいましたけれども、時間をかけて検討はしていかなければいけないと思います。あと３番目は、支庁制の話を云々するわけではないのですが、事例としてであっても、具体的なテーマについて、これをとにかく、例えば市町村に移すべきだとか、あるいは逆の方向にということになると、私たちの住んでいる世界で非常に嫌らしいのは、既得権益を持っている人たちが必ずいるということなのです。ですから、支庁制の問題もいろんな反対が出てくるわけですが、こういった問題も結局それを恐れているのでは何も進んでいかないのだけれども、しかし、よくわかっていないのではないかというふうに足元をすくわれてしまえば、議論は最初からすべての部分が否定されたことになっていくわけですから、具体的な部分で議論を積み重ねていく必要が私はあるのではないかという、つまり既得権益を持っている人たちも含めてということになる。ということになると、結局地域だとか業界だとかというような部分も含めて、根底にある部分はさっきからの財源の問題ですから、ここの部分をどうするのかという、そこにたがをはめられているわけですから。ただ、私は、アメリカの場合とは異論はあるのですけれども、しかし期待しているのは、このとおり一気に進んでいくことというのは、これは北海道だけの問題ではないわけですから、九州、四国、中国、四国地方もあるわけですから、そうドラスチックに切っていけないだろうというところから、財源の問題は、ここからはかなり譲歩した形ではいかなければいけないけれども、ロングスパンでは財政の問題も考えていく、そういうふうに私は思います。ですから、おっしゃられているように、ロングスパンで物事を考えるという視点をしっかりする。そして、そのときに出てくる問題点を洗いざらい上げて、そしてそれを克服するべき道があるのかどうかを探っていくというのが、佐藤先生がおっしゃったことについての私の理解ですけれども。

●座長

　どうもありがとうございました。財政の問題になりますと、今割と補助金の方よりは交付税についての批判がすごく強くて、全体として見ていますと。地方分権推進委員会の第１次勧告当時とちょっと状況が変わってきて、どっちかというと大都市からの批判というのが交付税の方に今来てしまっているというようなところがあって、その交付税の問題も含めた議論が必要にはなってくるでしょうし、補助金の場合も、だんだん統合補助金みたいのができてきましたし、大分、少しは柔軟にはなってきているという部分もあるわけで、そんなことも含めて、いずれはちゃんとした議論をしないといけないのかなとは思っております。

●佐藤委員

　ちょっと資料、今のような話をする前提になると思うのですけれども、参考と書かれた資料が、これの３ページは「論点整理」で見直されたときの状況というのは、第５次勧告自体は北海道は適用されないわけですよね。だから、第５次勧告が適用された場合というようなものは何か考えられないのですか。

●事務局

　先ほど説明しましたけれども、見直しの具体的内容については、河川や道路審議会で今議論しておる最中と聞いております。

●寺島委員

　ただ、ほとんど具体的に進んでいるのでしょう。言わないだけで。道もわからないですよね。開発局から話がなければ。来年から走るのだからね。

●佐藤委員

　基準はある程度示されているわけですよね、非常に漠然とした基準ですけれども。それを当てはめるとすれば、例えば北海道だったらこういうところは国の方になって、こっちは道かなという案もあった方がいいのではないですか。全部これを論点整理の考え方によってやれといったって、それは全国にどこもそれではだめだとなったわけですから、そうはならないので。

●事務局

　５次勧告自体、北海道、沖縄は別途検討になってございますので、ちょっと当てはめにくいですね。それも北海道も含めた上で河川や道路審議会で議論していると思います。

●寺島委員

　何千キロという話は、個別は別として、国道の何千キロぐらいの話はたしか進んでいるんだよね。あとはだからどこにやるかが、それぞれ地域が、そっちがいいとかこっちがいいとかの話はあるのではないのかなとは思うのですけれども。

（その他）

●座長

どうでしょうか。あと今日ございますか。時間の関係もございますので。道州制の基本スタンスはそういう形で、私先ほど申し上げたような感じでこれから進めさせていただきたいということと、それから次回なのですが、道州制等について我々以外で非常によく考えている人をお呼びして話を聞いてみたいなという、こういう勉強会に次回したいと思うのですが、それでよろしいでしょうか。あと日程の方も。

●坂上参事

　人選、日程を調整させていただければ。

●座長

　人選もここでやりますか。

●寺島委員

　人選は座長と事務局でやっていただいていいのではないですか。

●座長

　では、人選についてはお任せいただければということで、日程はどうしますか。

●事務局

　日程は、一応１０月の下旬ごろを予定しておりますけれども、皆さんの日程や、ゲストスピーカーの日程もございますので、追って調整したいと思っております。

（閉会）

●座長

では、日程についても、ゲストスピーカーの方の都合もあると思いますので、うまく全員がそろうような形で、なおかつゲストスピーカー、一応３名ぐらい候補上がっているのですが、そのうちの１名ないし２名に来ていただいてというような形で、できるだけこちらのメンバーは全員参加できるような形をとって、やりたいと思います。では、今日はちょうど時間になりましたので、これで終わりたいと思います。なかなか皆さん、私もそうなのですけれども、先ほど井上先生の懸念されるような問題も実は共有しているところがございまして、テーマ自体も大変難しいテーマですので、地方分権改革というようなスタンスで少しこれから考えていっていただければというふうに思います。では、今日はこれで終わりたいと思います。どうもご苦労さまでした。